



発行 新潟県

第51号

平成24年7月3日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 847 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設変更許可申請書の縦覧（廃棄物対策課）
- 848 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設変更許可申請書の縦覧（廃棄物対策課）
- 849 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 850 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 851 公共測量の実施通知（監理課）
- 852 公共測量の実施通知（監理課）
- 853 公共測量の実施通知（監理課）
- 854 公共測量の実施通知（監理課）
- 855 公共測量の実施通知（監理課）
- 856 公共測量の実施通知（監理課）
- 857 公共測量の実施通知（監理課）
- 858 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 859 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 860 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

## 公 告

- 家畜人工授精に関する講習会の開催（畜産課）
- 家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施（畜産課）

## 人事委員会公告

- 平成24年度新潟県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）、新潟県市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験及び新潟県市町村立小中特別支援学校栄養職員採用試験の実施（人事委員会事務局総務課）
- 平成24年度新潟県警察官 A（大学卒業者）・B（大学卒業者以外）採用試験の実施（人事委員会事務局総務課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第847号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第2項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可及び同法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
新潟県糸魚川市上刈七丁目1番1号  
明星セメント株式会社  
代表取締役社長 渡部 達朗
- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所  
新潟県糸魚川市上刈七丁目1397番地1、1404番地

- 3 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定する焼却施設並びに同施行令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2に規定する焼却施設
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
可燃ごみ、不燃ごみ
- 5 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、鉱さい、ばいじん、動物のふん尿
- 6 申請年月日  
平成24年5月23日
- 7 縦覧場所  
新潟県上越地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課
- 8 縦覧期間  
告示の日から1月間
- 9 その他  
この一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更に、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出できる。  
意見書の提出先 郵便番号943-0807  
上越市春日山町三丁目8番34号  
上越地域振興局健康福祉環境部  
環境センター環境課

---

**◎新潟県告示第848号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条第2項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可及び同法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
新潟県糸魚川市上刈七丁目1番1号  
明星セメント株式会社  
代表取締役社長 渡部 達朗
- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所  
新潟県糸魚川市上刈七丁目1153番地3
- 3 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定する焼却施設並びに同施行令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2に規定する焼却施設
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
可燃ごみ、不燃ごみ
- 5 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、鉱さい、ばいじん、動物のふん尿
- 6 申請年月日  
平成24年5月23日
- 7 縦覧場所  
新潟県上越地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課
- 8 縦覧期間  
告示の日から1月間

## 9 その他

この一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出できる。

意見書の提出先 郵便番号943-0807

上越市春日山町三丁目8番34号

上越地域振興局健康福祉環境部

環境センター環境課

## ◎新潟県告示第849号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成24年7月3日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
妙高市 大江口土地改良区	猪野山	農業用排水施設整備（県単農業農村整備事業「かんがい排水」）事業	新規	平成24年6月22日	第48条

## ◎新潟県告示第850号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成24年7月4日から平成24年8月1日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月3日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
上越市 坊ヶ池土地改良区	坊ヶ池	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し 定款の写し	上越市役所 及び上越市清里区総合事務所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

## ◎新潟県告示第851号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、魚沼市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 作業期間 平成24年6月25日から平成24年8月31日まで
- 作業地域 魚沼市全域

## ◎新潟県告示第852号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、見附市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

- 2 作業期間 平成24年6月25日から平成24年8月31日まで
  - 3 作業地域 見附市全域
- 

**◎新潟県告示第853号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、小千谷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
  - 2 作業期間 平成24年6月25日から平成24年8月31日まで
  - 3 作業地域 小千谷市
- 

**◎新潟県告示第854号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
  - 2 作業期間 平成24年6月25日から平成24年8月31日まで
  - 3 作業地域 長岡市全域
- 

**◎新潟県告示第855号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
  - 2 作業期間 平成24年6月25日から平成24年8月31日まで
  - 3 作業地域 南魚沼市全域
- 

**◎新潟県告示第856号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、三条市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
  - 2 作業期間 平成24年6月25日から平成24年8月31日まで
  - 3 作業地域 三条市全域
- 

**◎新潟県告示第857号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、加茂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点のパラメータ補正）
  - 2 作業期間 平成24年6月25日から平成24年8月31日まで
  - 3 作業地域 加茂市全域
- 

**◎新潟県告示第858号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

---

平成24年7月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
今滝地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒所地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内山外地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大形(1)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大形(2)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
所谷地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川船河(1)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
今滝一の沢地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	土石流
荒所沢地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第859号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年7月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荒所地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内山外地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大形(1)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大形(2)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
所谷地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川船河(1)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流

今滝一の沢地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	土石流
---------	--------------	---------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第860号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年7月3日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成24年3月27日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
村上市山居町二丁目 2740 番の内、 2741 番の内	5.90	54.91

公 告

家畜人工授精に関する講習会の開催について(公告)

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年7月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 期間  
平成24年8月20日から9月12日まで
- 2 場所  
新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校
- 3 対象となる家畜の種類  
牛
- 4 受講手続  
新潟県家畜人工授精師養成講習会規程(昭和28年新潟県告示第1155号)第6条の規定による受講願に履歴書を添え、8月10日までに所轄の家畜保健衛生所へ提出すること。
- 5 受講人数  
10人程度
- 6 受講資格  
家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条第2項各号の規定に該当しない者
- 7 受講経費  
テキスト等教材費20,000円程度(その他交通費等実費)

家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施について(公告)

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定による平成24年度家畜人工授精講習会修了者に関する修業試験を次のとおり実施する。

平成24年7月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 期間  
平成24年9月13日、14日
- 2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

## 人事委員会公告

## 平成24年度新潟県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）、新潟県市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験及び新潟県市町村立小中特別支援学校栄養職員採用試験の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）、新潟県市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験及び新潟県市町村立小中特別支援学校栄養職員採用試験を行う。

平成24年7月3日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

## 1 試験職種・採用予定人員等

区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
短大卒業程度	診療放射線技師	4人程度	県立病院等で、それぞれの職種に応じた業務に従事する。
	臨床検査技師	7人程度	
高校卒業程度	一般事務	3人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関若しくは県立学校等で、予算・経理・庶務や各種施策の企画立案、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事する。
	警察事務	4人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事する。
	総合土木	1人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事する。
小中特別支援学校事務職員	学校事務職員A	25人程度	新潟市以外の県内市町村立の小学校、中学校又は特別支援学校で、学校運営等に関する総務、学務、財務等の学校事務に従事する。
	学校事務職員B	5人程度	
小中特別支援学校栄養職員	学校栄養職員	1人程度	新潟市以外の県内市町村立の小学校、中学校又は特別支援学校で、栄養士の業務に従事する。

## 2 受験資格

## (1) 県職員採用試験（短大卒業程度）

## ◎診療放射線技師、臨床検査技師

昭和52年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、活字印刷文による出題に対応できる人のうち、それぞれ次に定める要件に該当する人

※診療放射線技師の免許取得者又は平成25年に行われる国家試験により免許取得見込みの人

※臨床検査技師の免許取得者又は平成25年に行われる国家試験により免許取得見込みの人

## (2) 小中特別支援学校栄養職員採用試験

昭和61年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、活字印刷文による出題に対応できる人のうち、次に定める要件に該当する人

※栄養士の免許取得者又は平成25年3月31日までに免許取得見込みの人

## (3) 県職員採用試験（高校卒業程度）

平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、活字印刷文による出題に対応できる人

(4) 小中特別支援学校事務職員採用試験

◎学校事務職員A

平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、活字印刷文による出題に対応できる人

◎学校事務職員B

昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人で、活字印刷文による出題に対応できる人

(5) 次の事項のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人（診療放射線技師、臨床検査技師及び小中特別支援学校栄養職員を除く。）

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）については、新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

オ 小中特別支援学校事務職員採用試験及び小中特別支援学校栄養職員採用試験については、新潟県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

カ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 方法

ア 県職員採用試験（短大卒業程度）・小中特別支援学校栄養職員採用試験

教養試験及び専門試験を短期大学卒業程度で行う。

イ 県職員採用試験（高校卒業程度。総合土木以外）・小中特別支援学校事務職員採用試験（A・B共通）

教養試験を高等学校卒業程度で行う。

作文試験を行う。ただし、第2次試験として評価する。

ウ 県職員採用試験（高校卒業程度。総合土木）

教養試験及び専門試験を高等学校卒業程度で行う。

◎ 教養試験は、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、筆記試験（択一式）により行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場	
		受験地	場所
			所在地
平成24年 9月23日 (日)	午前9時 から午前 9時30分 まで	新潟市	新潟大学総合教育研究棟
			新潟市西区五十嵐2の町8050番地
		長岡市	県立長岡高等学校
			長岡市学校町3丁目14番1号
		上越市	県立看護大学
			上越市新南町240番地
		佐渡市	県立佐渡高等学校
			佐渡市石田567番地

(3) 合格発表

平成24年10月4日（木）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

第1次試験合格者に対し、適性検査及び面接試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

平成24年10月16日（火）から10月30日（火）まで（予定）のうち、第1次試験合格通知で指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査する。



## 5 試験の配点及び合格者の決定

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず原則として不合格となる。

区分	試験	種目	配点※	基準
県職員（短大卒業程度） 小中特別支援学校栄養 職員	第1次試験	教養試験	100点	各40点以上 (基準は目安であり、基準 を引き下げる場合がある)
		専門試験	100点	
	第2次試験	面接試験	130点	50点以上
県職員（高校卒業程度） 小中特別支援学校事務 職員（A・B共通）	第1次試験	教養試験（全職種共通）	100点	各40点以上 (基準は目安であり、基準 を引き下げる場合がある)
		専門試験（総合土木）	100点	
	第2次試験	作文試験（総合土木以外）	20点	11点以上
		面接試験	130点	50点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点～100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

## 6 最終合格者の発表

平成24年11月8日（木）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

## 7 合格から採用まで

(1) 最終合格者は高点順に任用候補者名簿に登録され、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、各試験職種の欠員の状況により採用が決定される。ただし、前記2「受験資格」の免許又は資格の取得見込みを要件として受験した人については、所定の時期までに免許又は資格を取得できなかった場合は採用されない。

(2) 採用は原則として平成25年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。

(3) 任用候補者名簿の有効期間は、任用候補者名簿確定後、原則として1年間である。

## 8 給与

平成24年4月1日現在の新規学校卒業者の給料は、診療放射線技師及び臨床検査技師（短大卒業程度）で174,600円、小中特別支援学校栄養職員で163,200円、一般事務、警察事務及び総合土木（高校卒業程度）並びに小中特別支援学校事務職員で144,500円であった。

平成25年度（採用時）は、この額が変更されることもある。

なお、このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

## 9 受験手続

## (1) 受験申込書の配布等

受験申込書は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）からダウンロードすることができる。

受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表にそれぞれの試験の種類に応じ「短大卒業程度試験請求」、「高卒程度試験請求」、「学校事務試験請求」又は「学校栄養試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記

の返信用封筒（角形2号）を同封のうえ、郵便番号 950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 新潟県申請・届出システム (<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)から電子申請を行う。（申請にあたっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

イ 申込書に必要事項を記入し、新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に直接持参するか、郵送すること。（郵送する場合は、封筒の表にそれぞれの試験の種類に応じ「短大卒程度試験受験」、「高卒程度試験受験」、「学校事務試験受験」又は「学校栄養試験受験」と朱書きし、必ず書留等確実な方法をとること。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

(3) 受付期間

- ・持参、郵送、電子申請いずれも平成24年8月9日（木）から9月3日（月）まで受け付ける。
- ・持参の場合、平日の午前8時30分から午後5時15分まで行う。土曜日及び日曜日は閉庁のため行わない。
- ・郵送の場合、9月3日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ・電子申請の場合、9月3日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

平成24年度新潟県警察官A（大学卒業者）採用試験（平成25年4月採用予定・第2回）、警察官B（大学卒業者以外）採用試験（平成25年4月採用予定）の実施について（公告）

次のとおり新潟県警察官（巡査）の採用試験を行う。

平成24年7月3日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

1 試験職種・受験資格・採用予定人員

試験職種	受 験 資 格	採用予定人員
男性警察官A	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成25年3月31日までに卒業見込みの人（新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。）	30人程度
女性警察官A		4人程度
男性警察官B	昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成25年3月31日までに卒業見込みの人（新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。）を除く。	54人程度
女性警察官B		6人程度

男性警察官B採用試験の第1次試験は、新潟県が東京都（警視庁）、千葉県及び神奈川県と共同で実施するもので、申込みの際に志望する都県を2つまで選択できる。ただし、新潟県以外の都県を第1志望とした場合は、新潟県を第2志望とすることはできない。

2 職務内容

個人の生命・身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

3 欠格条項

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験の日時・場所

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した人について行う。

区分	日時	職種	試験場
第1次試験	平成24年9月16日 受付時間 午前9時から 午前9時30分まで	警察官A	新潟国際情報大学 (新潟市西区みずき野3丁目1番1号)
		警察官B	新潟国際情報大学 (新潟市西区みずき野3丁目1番1号) 長岡運転免許センター (長岡市上前島町字上野7番1) 新潟県立上越テクノスクール (上越市大字藤野新田333番2)
第2次試験 (新潟県の場合)	平成24年10月13日(予定)及び11月9日から 11月27日(予定)のうち 指定する日時	警察官A	新潟国際情報大学 (新潟市西区みずき野3丁目1番1号) 新潟県庁(予定)
		警察官B	(新潟市中央区新光町4番地1) 日時、試験場は第1次試験の合格者に通知する。

5 試験の方法

(1) 第1次試験

試験種目	内容
教養試験	一般的な知識及び知能について、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で択一式による筆記試験を行う。
体力検査I	職務に必要な体力を有するかどうかを検査(腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び)する。

(2) 第2次試験

試験種目	内容
論作文試験	課題の理解力、表現力、文章構成力等について筆記試験を行う。 なお、論文試験は警察官A受験者について、作文試験は警察官B受験者について行う。
体力検査II	職務に必要な体力を有するかどうかを検査(20メートルシャトルラン)する。
面接試験	積極性、信頼性、社会性等について面接試験を行う。
適性検査	職務執行上必要な適性等について検査を行う。面接試験の参考とする。
身体検査	通常の職務執行に支障をきたすおそれのある疾病等の有無について検査を行う。なお、検査には以下の基準がある。

○身体基準

項目	基準	
	男性警察官A・B	女性警察官A・B
身長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	職務執行上支障がないこと。	
聴力	職務執行上支障がないこと。	
関節等	職務執行上支障がないこと。	

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査する。

6 試験の配点・基準

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験(適性検査を除く。)にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず原則として不合格となる。

区分	種目	配点	基準
----	----	----	----

第1次試験	教養試験		100点	40点以上 ※基準は目安であり、引き下げる場合がある。	
	体力検査Ⅰ	腕立て伏せ	適否	10点	3種目の合計得点が15点以上 ※1種目でも0点があった場合、不合格となる。
		反復横跳び		10点	
		立ち幅跳び		10点	
第2次試験	面接試験		130点	50点以上	
	論作文試験		30点	12点以上	
	体力検査Ⅱ	20メートルシャトルラン	適否	男性32回以上 女性19回以上	
	身体検査		—	身体基準のとおり	

\*教養試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0～100点に分布する。

○教養試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

○体力検査Ⅰの点数の目安

検査種目	記録		点数
	男性	女性	
腕立て伏せ	15回	5回	5点
反復横跳び	41回	36回	5点
立ち幅跳び	195cm	143cm	5点

\*上記の各種目の記録に対する点数は目安であり、各種目の回数や距離に応じて点数を設定している。基準については男女とも3種目の合計得点が15点以上である。

\*体力検査Ⅰの記録は、第2次試験における面接試験の参考とする。

7 合格者の発表

区分	日時	方法
第1次試験合格者	平成24年10月4日午後1時（予定）	県庁内の広報展示室（1階）前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
最終合格者	平成24年12月14日午後1時（予定）	県庁内の広報展示室（1階）前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に通知する。

8 合格から採用まで（新潟県の場合）

- (1) 最終合格者は、得点順に任用候補者名簿に登載され、新潟県警察本部長からの請求に応じて高点順に推薦され、欠員の状況により順次採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 平成25年3月31日までに大学等を卒業する見込みで警察官A（平成25年4月採用予定・第2回）採用試験を受験した人については、同時期までに卒業することができなかった場合は採用されない。
- (3) 採用は、原則として平成25年4月1日である。
- (4) 任用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。
- (5) 採用後は巡査に任命され、初任科生として警察学校に入校し、警察官Aは6か月間、警察官Bは10か月間、それぞれ初任教養を受けた後、新潟県内の各警察署に配置される。

9 給与等

- (1) 採用後の給料は、平成24年4月1日採用者を例にとると、警察官A採用者で211,800円、警察官B採用者で172,000円である。また、職歴等がある場合などは一定の基準で加算される。
- (2) 採用後は昇給の制度があり、また、一定の条件により通勤手当、扶養手当、住居手当等も支給される。
- (3) 職務に必要な制服・制帽・ワイシャツ・ネクタイ・防寒服・雨衣・手袋・靴等が現品で支給される。

10 受験手続

## (1) 受験申込用紙の配布等

受験申込用紙は、新潟県警察本部警務部警務課、県内の各警察署・交番・駐在所で配布するほか、新潟県警察ホームページからダウンロードすることもできる。

受験申込用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験受験案内請求」と朱書し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封の上、郵便番号950-8553 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部警務部警務課採用係に請求すること。

## (2) 受験申込の方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 受験申込用紙に必要事項を記入し、新潟県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署・交番・駐在所に直接持参するか郵送する。

郵送する場合は、封筒の表に「警察官採用試験受験」と朱書し、書留等確実な方法をとること。

イ 新潟県警察ホームページから電子申請を行う。

(申請にあたっては、新潟県警察ホームページに掲載の「受験申込者ガイド」に従うこと。)

## (3) 受付期間

ア 郵送又は持参の場合

- ・平成24年7月6日から8月16日午後5時15分まで受け付ける。
- ・なお、郵送の場合は、8月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 電子申請の場合

- ・平成24年7月6日から8月16日午後5時15分まで受け付ける。

## 11 試験に関する事務の委任

次の試験に関する事務を警察本部長に委任する。

- (1) 受験者の募集、申込みの受付
- (2) 教養試験の実施(試験問題の作成決定及び管理を除く。)
- (3) 第1次試験合格者の決定
- (4) 面接試験の実施
- (5) 論作文試験の実施
- (6) 適性検査の実施
- (7) 体力検査Ⅰ・Ⅱの実施
- (8) 身体検査の実施